

I 基本方針

障害者の雇用状況は、平成 26 年 6 月における都内民間企業の雇用障害者数でみると、約 15 万 8 千人となり、実雇用率では 1.77 % と前年の 1.72 % から 0.05 ポイント上昇し、いずれも過去最高を更新した。

また、平成 27 年 4 月からは障害者雇用納付金の徴収対象が、常時雇用している労働者数が 200 人を超える事業主から 100 人を超える事業主へと拡大する。

こうしたことから、今後も障害者雇用はさらに増加すると見込まれるが、働く意欲と能力を持ちながらも就職に至らない障害者も依然として多い状況にある。また、障害の種類も精神障害や発達障害の増加など多様化してきており、就労支援等においては、より一層の障害特性に応じたきめ細かな対応が求められている。

これらの状況を踏まえ、平成 27 年度当事業団は、一人ひとりの持つ障害や能力、性格などに配慮し、障害者総合支援法に基づく障害者就労移行支援事業や杉並区から受託して実施する障害者就労支援センター事業を強化するとともに、定款に定められた各種事業を充実させていく。

本年度においては特に、職場定着支援事業の充実として、土日を中心とした余暇支援活動の拡充や就労中の障害者等を対象としたアンケート調査の実施、関係機関等とのネットワークの活用として、潜在的利用者の把握や雇用支援ネットワーク会議等の充実、成人期発達障害者への対応として、杉並区と連携した発達障害者向け職業準備プログラムの実施等に取り組む。

また、事業の実施や予算の執行においては、不断の見直しをおこない、より機能的・効率的な運営が図られるよう努めていく。

なお、各種事業の具体的な実施にあたっては、障害者就労支援事業推進プラン（平成 26～30 年度）に沿って計画的に推進していく。